令和6年度

水道水質検査計画



大府市水道事業

目 次

1	基.	本万針	. 1
2	水	道施設の概要	.1
2	-1	給水状況(令和5年12月31日現在)	.1
2	-2	水源の状況	.1
2	-3	施設の概要	.1
3	採	水場所	.2
4	水	質検査項目及び検査頻度	.2
5	水	質検査方法	.2
6	そ	の他の水質検査及び水質管理の留意点	.2
7	水	質の状況	.2
8	臨	時の水質検査	.3
9	水	質検査計画の見直し	.3
10	水	質検査計画及び検査結果の公表	.3
1	0-1	水質検査計画の公表	.3
1	0-2	水質検査結果の公表	.3
11	水	質検査の精度及び信頼性確保	.3
12	関	係者との連携について	.3
【別	紙 1	】受水点配水場詳細	.4
【別	紙 2	2】全配水施設フロ一図	.5
【別	紙 3	3】採水場所地図	.6
【別	紙 4	】法令による検査頻度の考え方	.7
【別	紙 5	5-1]令和6年度水道水質検査計画(共和系統)	.8
【別:	紙 5	5-2】令和6年度水道水質検査計画(長草系統)	.9

1 基本方針

上水道の水質基準は、健康に影響を及ぼすものと生活上支障になるものを規定し、安全な水を 提供することを目的としています。水質検査はこの安全性を保証するために行うものです。大府市 水道事業では、いつでも安全な水をお届けするため、採水場所、検査項目、検査頻度などを定め た水道水質検査計画を策定し、水質検査を行います。大府市の上水道を利用される皆様に安心 して水をお使いいただくため、水質検査計画と水質検査結果を公表します。

2 水道施設の概要

2-1 給水状況(令和5年12月31日現在)

▶ 給 水 区 域 大府市全域 33.66km²

▶ 給 水 戸 数 40,485戸

▶ 給 水 人 口 93,000人

▶ 普 及 率 99.98%

▶ 年 間 配 水 量 9,785,161㎡(令和4年度実績)

▶ 一日最大配水量
29,818m³(令和4年度実績)

▶ 一日平均配水量
26,809m³(令和4年度実績)

▶ 水 源 種 別 県水(浄水)受水

▶ 計画一日最大配水量 34,100㎡

▶ 計画給水人口 99,000人

2-2 水源の状況

本市は、木曽川水系の上流部にある「牧尾ダム、阿木川ダム、味噌川ダム」の3つのダムを水源とする愛知用水から取水している県営上野浄水場で浄水処理した水を受水しています。また、水源の水質状況については、県水100%の受水であるため、供給事業者である愛知県営水道が各供給点にて行う水質検査結果により確認します。

2-3 施設の概要

本市の水道水は、愛知県営水道から供給される浄水を2箇所の配水場で受水し、市内全域に 給水しており、市内を南北に走る JR 東海道本線の東側は、共和配水場(県水第2受水点)から給 水し、西側は、長草配水場(県水第3受水点)から給水しています。

表-1 受水点配水場

水源の名称	配水系統名	住所	一日最大受水量 (令和5年度)
県水大府第2受水点	共和配水場系統	大府市長根町地内	14, 688 m³
県水大府第3受水点	長草配水場系統	大府市長草町地内	14, 647 m³

(令和5年12月31日現在)

【別紙1】受水点配水場詳細

【別紙2】全配水施設フロー図

3 採水場所

市内の水質検査の採水は表-2採水場所の給水栓で行います。

表-2 採水場所

配水系統	扌	采水	場	所	検 査 項 目
	1	大府市中央	町六丁目	目地内	全水質基準項目·水質管理目標設定項目
共和系統	2	大府市北崎	町福池均	也内	水質基準項目中9項目
	3	大府市神田	町三丁目	目地内	水質基準項目中9項目
	4	大府市江端	町五丁	目地内	全水質基準項目
長草系統	(5)	大府市桜木	町一丁目	目地内	水質基準項目中9項目
	6	大府市共和	町三丁目	目地内	水質基準項目中9項目

【別紙3】 採水場所地図

4 水質検査項目及び検査頻度

水質検査計画において実施する検査項目、各項目の検査頻度及び頻度設定の理由は、別紙の表に示すとおりです。

令和 6 年度は、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) の濃度の把握をするため、共和・長草の2系統において年1回検査を行います。

【別紙4】法令による検査頻度の考え方〔水道法施行規則〕

【別紙5-1】【別紙5-2】令和6年度水道水質検査計画表

5 水質検査方法

水質基準項目等の検査は、効率性、合理性の観点から外部機関への委託検査で行います。

6 その他の水質検査及び水質管理の留意点

色、濁り、残留塩素の3項目を市内6箇所で毎日検査します。また、各配水系統の末端において 週に1回程度残留塩素の測定を実施し、消毒の効果を確認します。

毎日検査と各配水系統末端における残留塩素の測定結果に基づき、追加する塩素の注入量を 調整することにより、適度な残留塩素濃度を保ち安全で快適な水道水の供給に努めます。

7 水質の状況

過去の水質検査の結果は、水質基準を充分に満たしています。また、毎日検査及び各配水系統の末端においての測定結果についても基準を満たしています。

8 臨時の水質検査

水源や水道施設などで水質に以下のような異常があった場合は、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 給水区域及び周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (3) 配水管の大規模な工事を実施したとき。
- (4) 水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (5) その他特に必要があると認められるとき。

9 水質検査計画の見直し

各地点の水質検査結果は、水質検査計画を策定する重要な情報です。各検査項目の検出濃度の最大値や水質基準値との比較、水源及び施設の情報や制度の改正内容等を整理し、次年度水質検査計画の検査項目や検査頻度に反映していきます。

また、本市ではお客様からの水質検査計画や水質検査結果に対するご意見について随時受け付けており、水質検査計画の見直しの参考とさせていただきます。

10 水質検査計画及び検査結果の公表

10-1 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎年度策定します。 策定した水質検査計画は、本市ウェブサイト等にて公表します。

10-2 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づき水質検査を行います。 水質検査結果は、本市ウェブサイト等にて公表します。

11 水質検査の精度及び信頼性確保

水質検査は、水道水が安全であることを確認するものであり、その結果は、正確で信頼性の高いことが重要です。本市では、水道法第20条に定める登録機関の中から水道水質検査優良試験所規範に適合し、水道GLPの認定を受けた水質検査機関に委託することにより、水質検査の精度及び信頼性確保に取り組んでいます。

12 関係者との連携について

水質を万全なものとするため、水質汚染事故等が発生した場合、若しくは発生の恐れがある場合は、必要に応じ、国・県の関係機関、近隣市町及び水質検査受託者等と連携し迅速かつ適切な対応を行います。

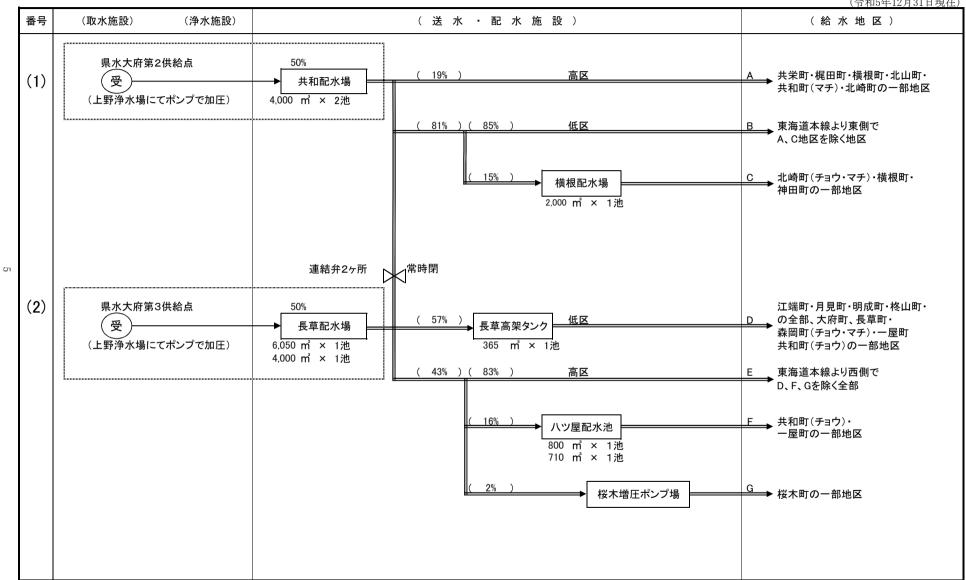
【別紙1】

受水点配水場詳細

施設	名称					場所	工種	標高	規模及び構造		
水源施設	共	和	配	水	場	大府市長根町 地内	県水 大府第2受水点	+31.60	配水能力 17,500m ³ /日		
八小小心	長	草	配	水	場	大府市長草町 地内	県水 大府第3受水点	+30.30	配水能力 16,600m ³ /日		
							配水池	+34.00	H.W.L+32.80 L.W.L+29.60 RC造り 長50m×巾25m×有効水深3.2m×2池 V=8,000m ³		
	共	和	西己	水	場	大府市長根町 地内 大府市長 草町内	配水ポンプ ポンプ (高区) +28.0		φ 125mm×2.0m³/分 ×50m×30kw×4台(内1台予備)		
							配水ポンプ(低区)	ポンプレベル +28.00	φ 200mm×150mm×5.3m³/分 ×30m×37kw×5台(内1台予備)		
							塩素滅菌機	ı	ダイヤフラム型塩素滅菌機 1.8l/h×1基+2.88 l/h×1基 (内1基予備)		
配水施設					場		配 水 池	+34.60	①H.W.L+45.00 L.W.L+35.00 プレストコンクリート構造 円形地上式内径28m×有効水深10.0m V=6,050㎡ ②H.W.L+45.00 L.W.L+35.00 ステンレス鋼板製 円形地上式内径23m×有効水深10.0m V=4,000㎡		
	長	草	配	水			高架水槽(低区)	+66.15	プ°レストレストコンクリート構造 V=365㎡		
							配水ポンプ(低区)	ポンプレベル +32.00	φ 250mm×6.7m3/分 ×40m×75kw×3台(内1台予備)		
							配水ポンプ (高区)	ポンプレベル +32.00	φ 150mm×2.25m³/分 ×45m×30kw×6台(内1台予備)		
							塩素滅菌機	_	液中ピストン型塩素滅菌機 0.37~36.8 l/m×2基(液中ポンプ) (内1基予備)		

全配水施設フロー図 ※配水割合(%)については令和5年度配水割合により算出.

(令和5年12月31日現在)



採水場所地図



	高区直送	
共和配水場系統	低区直送	
	横根配水場経由	
	高区直送	
┃ ┃ 長草配水場系統	低区直送	
大早 能 小场术机	八ツ屋配水池経由	
	桜木増圧ポンプ場経由	

法令による検査頻度の考え方

					法	令の検査頻度のる	考え方			
					123	1	の検査結果			
区分			検 査 項 目	甘油は水	+++- → .			備 考		
分				基準値等 (mg/1)	基本	水質基準値の 2/10以下	水質基準値の 1/10以下			
		1	一般細菌	100個以下/ml	月1回	かゆてゴギ	/× m/y == 1 4/4	100 PM (Mar. 14 Men.		
		2	大腸菌	不検出	月1回	省略不可能	省略不可能	病原微生物		
		3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	3月に1回					
		4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	3月に1回					
		5	セレン及びその化合物	0.01 以下	3月に1回					
		6	鉛及びその化合物	0.01 以下	3月に1回	年1回	3年に1回			
	人	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	3月に1回					
	D	8	六価クロム化合物	0.02 以下	3月に1回			無機物・重金属		
	0)	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	3月に1回	1				
	健	10	シアン化物及びその化合物	0.01 以下	3月に1回	省略不可能	省略不可能			
	ME		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	3月に1回					
	康	-	フッ素及びその化合物	0.8以下	3月に1回	年1回	3年に1回			
	DAC		ホウ素及びその化合物	1.0 以下	3月に1回	1				
	に		四塩化炭素	0.002 以下	3月に1回					
	,,	-	1, 4-ジオキサン	0.05 以下						
	関	_	シス-1, 2-シ [*] クロロエチレン及 びトランス-1, 2-シ [*] クロロエチレン	0.04 以下	3月に1回					
	120		ジクロロメタン	0.02 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	一般有機物		
	連		テトラクロロエチレン		3月に1回			DA 13 DA PA		
	~_	_	トリクロロエチレン	0.01 以下	3月に1回	-				
	す	_	ベンゼン	0.01 以下	3月に1回	-				
		_	塩素酸	0.01 以下	3月に1回					
基	る			0.6以下	3月に1回	-				
			クロロ酢酸	0.02 以下	3月に1回	-				
	項		クロロホルム	0.06 以下	3月に1回	-		W = 30 H - L-M.		
			ジクロロ酢酸	0.03 以下	3月に1回	-	省略不可能			
準	目	_	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	3月に1回	/Wmb				
			臭素酸	0.01 以下	3月に1回	省略不可能		消毒副生成物		
		-	総トリハロメタン	0.1 以下	3月に1回					
			トリクロロ酢酸	0.03 以下	3月に1回					
項		_			3月に1回	 				
		30	ブロモホルム	0.09 以下	3月に1回					
		31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	3月に1回					
_		32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	3月に1回					
目		33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	着色		
		34	鉄及びその化合物	0.3 以下	3月に1回					
	生	35	銅及びその化合物	1.0 以下	3月に1回					
	活利		ナトリウム及びその化合物	200 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	味		
	用	37	マンガン及びその化合物	0.05 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	着色		
	上	38	塩化物イオン	200 以下	月1回	省略不可能	省略不可能			
	施	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	味		
	設管	40	蒸発残留物	500 以下	3月に1回	,	> 1 = ± E2			
	理	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	発泡		
	上障	42	ジェオスミン	0.00001 以下	藻類発生時期	藻類発生時期	藻類発生時期	かび臭		
	害の	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下	藻類発生時期	145794 /G _L = T 797	14C794 /G _L PV[79]	·· ∨ · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	お	44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	発泡		
	それ	45	フェノール類	0.005 以下	3月に1回	年1回	3年に1回	臭気		
	の	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	月1回	省略不可能	省略不可能	味		
	ある	47	- 11 <i>lik</i>	5.8 以上						
	項	47	pH値	8.6 以下	月1回					
	目	48	味	異常でないこと 月1回		NW T TH	/	# 7#k W- L4- U.S		
		49	臭気	異常でないこと	月1回	省略不可能	省略不可能	基礎的性状		
		50	色度	5度 以下	月1回	1				
		51	濁度	2度 以下	月1回	1				
		3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下		いが、今後留意す~	(き項目	資機材より発生する可能性あり		
#		-	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	1V + 70 26 · · · F ·	, 10 A /// Com do 1	· · · · · · ·			
管理	基		抱水クロラール	0.02 以下	検査義務は無い	いが、今後留意すべ	へざ 摂目	消毒剤より発生する可能性あり		
目標	準外		残留塩素	1以下	毎日検査項目					
設	の		臭気強度(TON)	3 以下		いが、今後留意すべ	べき項目	資機材・消毒より発生する可能性あり		
定項	項目		従属栄養細菌	2,000個/ml 以下		いが、今後留意すべ		水道施設における清浄度の指標となる		
目	н		ペルフルオロオクタンスルホン酸	201						
		31	(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸	(暫定) 0.00005 以下	検査義務は無い	いが、今後留意すべ	(き項目	有機フッ素化合物の一種で、環境中で分解 されにくい物質		
			(PFOA)		<u> </u>					

令和6年度水道水質検査計画表(共和系統)

水	道	事 業 名	大 府	市水道	道 事 業								
配	水	場 系 統 名	共	和 配	水 場	水 源 名			県 水	受	水 (県営	上野浄水場)	
区		検 査 機 関 水道法第20条機関					± ☆	査 場	乖	法令	·検査回数		
	毎月	検査検査地点		3		過去の検査結果	1央	且 物	ולו		検査結果		
	全項	頁目検査検査地点		1		※R6.3.31現在	中央町六	北崎町福	神田町三	基本	からの	備考	
	検査	至条件		浄水水質検	查		丁目	池	丁目		省略回数	(検査頻度の理由)	
		検査項目		基準信	直等	最高値	年間	年間	年間	年間	年間		
分		快且货口		(mg/	1)	(mg/1)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)		
	1	7,0 (7) 1 1 1		100個以	下/m1		0 12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。	
		大腸菌	A 47	不検出	01=	不検出		12	12	12	12	110 / 1	
		カドミウム及びその化化	台物		003 以下	0.0003未清				4	3年1回		
		水銀及びその化合物 セレン及びその化合物			0005 以下	0.0005未得				4	3年1回 3年1回		
		鉛及びその化合物). 01 以下). 01 以下	0.001未清			1	4		最低年1回は検査が必要と判断。	
		ヒ素及びその化合物			0.01 以下	0.001未清				4	3年1回	版	
	8	六価クロム化合物). 02 以下	0.002未清	有 1			4	3年1回		
	9	亜硝酸態窒素		0). 04 以下	0.004未清	有 1			4	3年1回		
	10	シアン化物及びその化化	合物	0).01 以下	0.001未清	荀 4			4	4	省略不可能項目のため。	
		硝酸態窒素及び亜硝酸原	態窒素		10 以下	0.2				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		フッ素及びその化合物			0.8 以下	0.1				4	1	基準値の2/10以下の結果による。	
		ホウ素及びその化合物			000 以下	0.1未清			-	4	3年1回		
		四塩化炭素 1,4-ジオキサン			002 以下	0.0002未清			-	4	3年1回		
		1,4-ンス イリン シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジ	クロロエチレン). 05 以下). 04 以下	0.003末福			+	4	3年1回		
		ジクロロメタン	, , , , ,). 02 以下	0.001未清				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
基		テトラクロロエチレン). 01 以下	0.001未清				4	3年1回		
	19	トリクロロエチレン		0). 01 以下	0.001未清	苟 1			4	3年1回		
	20	ベンゼン		0). 01 以下	0.001未清	芍 1			4	3年1回		
		塩素酸			0.6 以下	0. 1				4	4		
		クロロ酢酸). 02 以下	0.002未清				4	4		
準		クロロホルム ジクロロ酢酸). 06 以下	0. 01	-			4	4		
		ジブロモクロロメタン). 03 以下 0.1 以下	0.00				4	4		
		臭素酸			0.1 以下	0.001未清				4	4	省略不可能項目のため。	
		総トリハロメタン			0.1 以下	0.02				4	4		
		トリクロロ酢酸). 03 以下	0.00				4	4		
項	29	ブロモジクロロメタン		0	0.03 以下	0.00	4 4			4	4		
		ブロモホルム		0). 09 以下	0.001未清	-			4	4		
		ホルムアルデヒド). 08 以下	0.008未清				4	4		
		亜鉛及びその化合物	11. \ 44.		1.0 以下	0. 1未清				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		アルミニウム及びその付 鉄及びその化合物	匕合物		0.2 以下 0.3 以下	0.03未清				4	3年1回	基準値の2/10以下の結果による。	
目		銅及びその化合物			1.0 以下	0. 03末編				4	3年1回		
П		ナトリウム及びその化化	今物		200 以下	0. 12/14/1	5 1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		マンガン及びその化合物). 05 以下	0.005未清				4	3年1回		
	38	塩化物イオン			200 以下	9.	2 12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。	
		カルシウム、マグネシウム等	(硬度)		300 以下	1				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		蒸発残留物			500 以下	5				4	1	基準値の2/10以下の結果による。	
		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	0.02未清			-	4 数末来	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		ジェオスミン 2-メチルイソボルネオ・	— /lv		0001 以下	0.00000			-		〔発生時期 〔発生時期	藻類発生時期	
		2-人 プルイフ ホルネオ・ 非イオン界面活性剤	,,,). 02 以下	0.002未清			+	架	3年1回		
		フェノール類			005 以下	0.0005未清				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。	
		有機物(全有機炭素(TOC)	の量)		3 以下	0.		12	12	12	12		
	47	p H値	最低		5.8 以上	6.	6 12	12	12	12	12		
			最高		8.6 以下	7.	5						
	48			異常でな		異常なし		12	12	12	12	省略不可能項目のため。	
		臭気 色度		異常でな	:いこと 5度 以下	異常なし 0.5度未満	_	12	12	12 12	12		
		一			2度 以下	0.5度未過		12	12	12	12		
	_	一ッケル及びその化合物 コッケル及びその化合物	勿). 02 以下	0.001未清	+	14	10	_	義務なし	給水管等の状況を確認する項目のため。	
		ジクロロアセトニトリ). 01 以下	0.00	-				義務なし	消毒副生成物の観点から状況を確認するた	
管	14	抱水クロラール). 02 以下	0.00	2 1				義務なし	め。	
理目標設	16	残留塩素			0.1 以上 1.0 以下	0.5	9 12	12	12	検査	義務なし	消毒剤により発生の可能性があるため。消毒効果の確認等、特に重要と判断する。	
設定項		臭気強度(TON) 従属栄養細菌		2. 000個	3 以下 1/m1 以下	1未清	与 1 0 1				義務なし	水質管理上留意すべき項目のため。	
Î		ペルフルオロオクタンン酸 (PFOS) 及びペルンロオクタン酸 (PFOA)					- 1				義務なし	水質管理上留意すべき項目のため。	

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。

⁽定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。)

令和6年度水道水質検査計画表(長草系統)

	道	事業名 大	府市水道事業							
配	水	場 系 統 名 長	草配水場	水 源 名			県 水	受	水 (県	営上野浄水場)
区		検 査 機 関	水道法第20条機関		1-1	* 11	er.	法令	検査回数	
, i	毎月	検査検査地点	3	過去の検査結果	梗	査 場	所		検査結果	
	全項	目検査検査地点	1	※R6.3.31現在	江端町	共和町	桜木町	基本		備考
	_	条件	浄水水質検査	%K0. 5. 51 况任	五丁目	三丁目	一丁目		省略回数	
	DVI	221411	基準値等	最高値	年間	年間	年間	年間	年間	
分		検査項目	(mg/1)	取同胆 (mg/l)	(回)	(回)	(回)	(回)	(回)	
73	1	一般細菌	100個以下/ml	(IIIg/1)	12	12	12	12	12	
		大腸菌	不検出	不検出		12	12	12	12	省略不可能項目のため。
		カドミウム及びその化合		0.0003未満	1	12	12	4	3年1回	
		水銀及びその化合物	0.0005 以下	0.00005未満				4	3年1回	9
	5	セレン及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回	9
	6	鉛及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
	7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回	
	8	六価クロム化合物	0.02 以下	0.002未満	1			4	3年1回	
	9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	0.004未満	1			4	3年1回	
		シアン化物及びその化合		0.001未満	4			4	4	省略不可能項目のため。
		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒		0.30	1			4		最低年1回は検査が必要と判断。
		フッ素及びその化合物	0.8 以下	0. 11	1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
		ホウ素及びその化合物	1.0 以下	0.1未満	1			4	3年1回	1
		四塩化炭素	0.002 以下	0.0002未満				4	3年1回	
		1,4-ジオキサン	0.05 以下	0.005未満 0.004未満	1			4	3年1回	
		シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエ ジクロロメタン		0.004末満 0.001未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
基		ンクロロメタン テトラクロロエチレン	0.02 以下 0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回 3年1回	4
		トリクロロエチレン	0.01 以下	0.001未満	1			4	3年1回	4
		ベンゼン	0.01 以下	0.001未満				4	3年1回	
		塩素酸	0.6 以下	0. 001 \(\text{\pi}\) 0. 14	4			4	4	
		クロロ酢酸	0.02 以下	0.002未満	4			4	4	
進		クロロホルム	0.06 以下	0. 022	4			4	4	
华		ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.006	4			4	4	
		ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.001	4			4	4	
		臭素酸	0.01 以下	0.001未満	4			4	4	省略不可能項目のため。
	27	総トリハロメタン	0.1 以下	0. 026	4			4	4	
		トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.01	4			4	4	
項		ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.005	4			4	4	
		ブロモホルム	0.09 以下	0.001未満	4			4	4	
		ホルムアルデヒド	0.08 以下	0.008未満	4			4	4	
		亜鉛及びその化合物 パープログラ	1.0 以下	0.1未満				4		最低年1回は検査が必要と判断。
		アルミニウム及びその化合		0.04	1			4	1	基準値の2/10以下の結果による。
		鉄及びその化合物 銅及びその化合物	0.3 以下	0.03未満				4	3年1回	
目		動及いての化合物 ナトリウム及びその化合	1.0 以下 物 200 以下	0.1未満				4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
		マンガン及びその化合物	0.05 以下	0.005未満	1			4	3年1回	
		塩化物イオン	200 以下	7.8		12	12	12	12	省略不可能項目のため。
		カルシウム、マグネシウム等(砂		17	1		1.0	4	3年1回	
		蒸発残留物	500 以下	46	1			4		最低年1回は検査が必要と判断。
	41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	0.02未満	1			4	3年1回	
		ジェオスミン	0.00001 以下	0. 000003	1				発生時期	藻類発生時期
		2-メチルイソボルネオー		0.000001未満	1			藻類	発生時期	保炽光生时别
		非イオン界面活性剤	0.02 以下	0.002未満	1			4	3年1回	最低年1回は検査が必要と判断。
		フェノール類	0.005 以下	0.0005未満	1			4	3年1回	KELTHIMMEN ZIX CHEIO
	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量		0.6	12	12	12	12	12	
	47	pH値		7. 1	12	12	12	12	12	
		- 最		7.5	10	10	10	10	10	少政プ司化でロッとは
	48	<u>味</u> 臭気	異常でないこと 異常でないこと	異常なし 異常なし	12 12	12	12	12	12	省略不可能項目のため。
		<u>吳</u> ス 色度	乗席でないこと 5度 以下	0.5度未満		12 12	12 12	12	12 12	
		一 濁度	2度 以下	0.1度未満	12	12	12	12	12	
Н		画反 ニッケル及びその化合物	0.02 以下	♡・1/又/下側	14	14	14		<u>12</u> 義務なし	
		ジクロロアセトニトリル	0.02 以下						義務なし	給水区域全域を代表して中央町六丁目
管		抱水クロラール	0.02 以下						義務なし	で検査する。
理										消毒剤により発生の可能性があるた
目	16	残留塩素	0.1 以上	0.53	12	12	12	検査	義務なし	め。消毒効果の確認等、特に重要と判
標設	L		1.0 以下		<u> </u>			L		断する。
定	23	臭気強度 (TON)	3 以下					検査	義務なし	給水区域全域を代表して中央町六丁目
項	-	従属栄養細菌	2,000個/ml 以下						義務なし	で検査する。
目		ペルフルオロオクタンス	1					1		
		ホン酸 (PFOS) 及びペル		-	1			検査	義務なし	水質管理上留意すべき項目のため。
		ルオロオクタン酸(PFOA	□ ハる「未満」は定量↑		بببا					

過去の検査結果に表示されている「未満」は定量下限値未満を意味します。 (定量下限値とは検査対象を測定する場合、精度的に信頼できるもっとも小さい値のことです。)

この水質検査計画に関するご意見がございましたら 大府市役所水道工務課水道係

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目70番地

TEL : 0562-45-6319 (水道係直通)

E-mail : komu@city.obu.lg.jp

までお寄せください。

今後の水質検査計画策定の参考にさせていただきます。 (なお、個別の回答はできませんので予めご了承ください。)